平成23年第1回防府市議会臨時会会議録(その1)

〇平成23年1月13日(木曜日)

〇議事日程

平成23年1月13日(木曜日) 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 議席の変更
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 選任第1号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について
- 6 議案第1号 防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について
- 7 議案第2号 平成22年度防府市一般会計補正予算(第12号)
- 8 請願第1号 議員定数の削減を行わないよう求める請願書
- 9 請願第2号 市民生活第一の市政を求める請願書

〇本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

〇出席議員(25名)

	1番	松	村		学	君		2	2番	土	井		章	君
	3番	Щ	根	祐	\equiv	君		4	1番	原	田	洋	介	君
	5番	中	林	堅	造	君		6	6番	斉	藤		旭	君
	7番	重	Ш	恭	年	君		8	3 番	青	木	明	夫	君
	9番	Щ	田	耕	治	君	1	() 番	河	杉	憲	\equiv	君
1	1番	久	保	玄	爾	君	1	2	2番	田	中	健	次	君
1	3番	藤	本	和	久	君	1		4 番	三	原	昭	治	君
1	5番	木	村	_	彦	君	1	6	6番	横	田	和	雄	君
1	7番	安	藤	二	郎	君	1	8	3 番	髙	砂	朋	子	君
1	9番	弘	中	正	俊	君	2	. () 番	大	田	雄二	郎	君
2	2番	今	津	誠	_	君	2	3	3 番	Щ	下	和	明	君
2	5番	田	中	敏	靖	君	2	: 6	6番	Щ	本	久	江	君

27番 行 重 延 昭 君

〇欠席議員(1名)

21番 佐鹿博敏君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長中村 隆 君 会計管理者古谷 友 二 君 財務部長本廣 繁 君 総務部長阿川雅夫君 総 務 課 長 原 田知昭君 博之君 生活環境部長柳 産業振興部長梅 尚君 田 土木都市建設部長 阿 部 裕 明 君 土木都市建設部理事 安 田 憲 生 君 進君 教 育 長 杉 山 一 茂 君 健康福祉部長田中 教育部長山邊 勇 君 水道事業管理者 浅 田 道 生 君 水道局次長岡本幸生君 消 防 長 秋 山 信 隆 君 監查委員和田康夫君 入 札 検 査 室 長 權 代 眞 明 君 選挙管理委員会事務局長 髙 橋 光 之 君 監查委員事務局長 小野寺 光 雄 君

〇地方自治法第74条第4項の規定による意見陳述者

条例改正請求代表者 阿 部 次 男 君

〇事務局職員出席者

議会事務局長森 重 豊 君 議会事務局次長 山 本 森 優 君

午前10時 開会

○議長(行重 延昭君) ただいまから平成23年第1回防府市議会臨時会を開会いたします。

○議長(行重 延昭君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 欠席の届け出のありました議員は、佐鹿議員であります。けがをされたようでございます。

また、執行部におきましては、村田農業委員会事務局長が、所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告を申し上げます。

会期の決定

○議長(行重 延昭君) 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から1月19日までの7日間としたいと思いますが、これに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本 日から1月19日までの7日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議席の変更

○議長(行重 延昭君) 議席の変更についてを議題といたします。

慣例により、議席の変更を議会運営委員会において御相談を申し上げ、決定を見ましたので、議席順に氏名を御報告を申し上げます。

局長より御報告いたします。

○議会事務局長(森重 豊君) それでは御報告を申し上げます。敬称は省略させてい ただきます。

	1番	松	村	副請	長長		4	2番	土	井	議	員
	3番	Щ	根	議	員		4	4番	原	田	議	員
	5番	中	林	議	員		(6番	斉	藤	議	員
	7番	重	Ш	議	員		ć	8番	青	木	議	員
	9番	Щ	田	議	員]	1 (0 番	河	杉	議	員
1	1番	久	保	議	員]	1 :	2番	田中	健炎	ズ議	員
1	3番	藤	本	議	員]	1 4	4 番	三	原	議	員
1	5番	木	村	議	員]	1 (6番	横	田	議	員
1	7番	安	藤	議	員]	1 8	8番	髙	砂	議	員
1	9番	弘	中	議	員	6	2 (0 番	大	田	議	員
2	1番	佐	鹿	議	員	4	2 :	2番	今	津	議	員
2	3番	Щ	下	議	員	6	2 !	5番	田中	敏靖	靜議	員
2	6番	Щ	本	議	員	6	2 ′	7番	行	重	議	長

以上でございます。

O議長(行重 延昭君) ただいま御報告いたしましたとおり議席を変更することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、ただいま御報告しましたとおり議席を変更すること決しました。

それでは、恐れ入りますが、ただいま決定しました議席にそれぞれ御着席いただきますようお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 3分 開議

○議長(行重 延昭君) それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

会議録署名議員の指名

○議長(行重 延昭君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

17番、安藤議員、18番、髙砂議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

選任第1号防府市議会議会運営委員会委員の選任について

○議長(行重 延昭君) 選任第1号を議題といたします。

防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、現在1名欠員を生じております議会 運営委員会委員に、安藤議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員に安藤議員を選任することに決定いたしました。

議案第1号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について

〇議長(行重 延昭君) 議案第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長(松浦 正人君) 議案第1号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、平成22年12月24日に、防府市条例改正請求代表者から、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、3万5,578人の連署をもって、防府市議会の議員の定数を定める条例の改正の請求がなされ、同日受理いたしましたので、議会に付議するものでございます。

改正の内容につきましては、現行の条例定数について27人から17人に改めようとするものでございます。

なお、直接請求に係る条例案を議会に付議するに当たりましては、市長の意見を付すこととなっておりますので、お手元にありますとおり意見書を提出させていただいております。

それでは、ここで改めて意見を申し述べさせていただきます。

平成22年12月24日に、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、選挙権を有する者の連署をもってなされた、防府市議会の議員の定数を定める条例の改正の請求を受理いたしました。その内容は、防府市議会の議員の定数を現行の27人から17人に改めるものでございます。

この直接請求は、地方自治制度の根幹であります間接民主制を住民が直接補完するものとして、意思の表示を行う制度でありまして、その意義と役割は極めて重いものと認識しております。

また、このたびの請求におきましては、法律上必要とされる選挙権を有する者の50分の1に当たる1,930人を大きく上回る3万5,578人の連署をもって請求がなされました。この数は、選挙権を有する者の総数の3分の1を超えるものでありまして、この数字の持つ重さを真摯に受けとめているところでございます。

一方、議会の議員の定数は、地方自治法の規定により、人口10万人以上20万人未満の市においては、34人を超えない範囲内で定めなければならないとされておりますが、本市では、これまで議会みずからの御判断によって定数削減がなされ、現在は27人という状況でございます。

議員の定数につきましては、先般の市長選挙において議員の定数を削減する市民の御意 志が示され、その民意を実現するため、私は条例の改正を市議会6月定例会に提案いたし たところでございますが、市議会9月定例会において否決とされました。

このたびの条例の改正の直接請求は、議会において示されたその結果に対し、市民が改めて御意志を示されたものであると受けとめております。

したがいまして、このたびの議員の定数に係る直接請求につきましては、本条例案に賛成するべきであると考えますので、この半年の間に示された市民の御意志の重さについて十分御理解され、御判断をお願いいたします。

以上、防府市議会の議員の定数を定める条例の改正の請求に係る条例案に対する意見を 申し述べさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(行重 延昭君) この際、申し上げます。本案の審議を行うに当たりましては、 地方自治法第74条第4項の規定により、条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与え なければならないとされております。

これより条例改正請求代表者の意見陳述を求めます。阿部次男君、入場を求めます。

[条例改正請求代表者 阿部次男君 登壇]

○条例改正請求代表者(阿部 次男君) 本日はお忙しい中、臨時議会を開催し、意見を述べる機会を与えていただいたことについて、議会の皆様に感謝申し上げます。

私は、このたびの条例改正案の直接請求の代表者でございます市民の会の会長で、職業は司法書士をしております。

私は、1,031名の受任者と3万5,578名の署名者を代表し、これより防府市の 議員定数を現行の27名から17名に改める条例改正案を提出する理由について意見を申 し述べます。

冒頭に申し上げたいことが一つございます。今回の直接請求の署名は、法律にのっとって、1カ月という限られた期間内に、日付、住所、生年月日、氏名と、本人が正しく書いて、印鑑または指印を明瞭に押し、さらに選挙管理委員会で厳格な審査を受けて、最後に縦覧を経て、初めて有効署名となるという高いハードルの中で行ったものであります。

そのような私たちの署名に対して、議員から「議員の働きを十分に知らないまま署名した人も多いから、署名を民意とは認めない」とか、「余り説明をされないで署名が集まったからといって、これが民意だとは直結しない」との発言がありました。こうした一事が万事であると決めつける発言は市民を軽視しているものです。署名をした圧倒的多くの市民は自分で判断し、自分の意志を持って署名しているのであります。そうした市民の気持ちを思うとき、私は代表者としてまことに悲しく、残念でなりません。

それでは、本論に入る前に、3点ほど申し上げたいことがございます。

第1点は、私たちが条例改正を直接請求することに至った原点についてであります。御承知のことではありますが、9月3日の特別委員会において松浦市長が提案された議員定数を13名にする条例改正案は賛成少数で否決になり、9月16日の本会議でも賛成少数で否決になりました。これによって市長と議会との間では一定の結論を得たのであります。

しかし、私たちは、ある議員が「市長の得票は当日有権者の33%、これで民意と言えるのか」、さらに「議員定数半減に対して民意があったとは考えていない」という発言を一般質問と2度の特別委員会で耳にしました。また、ある議員がブログに「住民の67%はノーと言ったとも言える」と書かれているのを目にしました。お二人の議員に共通しているのは、33%という絶対得票率を言われていることであります。

本来、選挙の乗権者は、他の投票者により出された結果に従うという意思表明をしたと 考えるのが定説であります。お二人の議員が市長選挙の棄権者40%を都合のいいように 計算に入れて議論されているところは、おかしいのではないかと、私は思うのであります。 私たちは多くの市民が、議員は多過ぎる、議員を大幅に削減してほしいと思っていると 感じていましたので、反対される議員には市民の意思が十分に酌み取られていないと判断 しました。

そこで私たちは3つの選択肢、すなわち議会への請願、条例改正の直接請求、そして議会解散の直接請求を考え、多くの市民が望んでいるのはどれかを市民の会で検討した結果、条例改正の直接請求の道を歩むことを9月6日に決心し、本会議の翌日の9月17日に公表したものであります。

第2点は、私たちの直接請求の活動は、決して市長を応援するためでもなく、また、市長から頼まれて行ったものでもありません。市長には、市民の会の事務局長から、私たちが判断してこれから行っていく直接請求については、見ざる、言わざる、聞かざるでお願いしたいと、失礼ながら9月28日に申し上げたのでございます。したがいまして、私たちの今日までの直接請求の活動に関して、市長が後ろで糸を引いているようなことは断じてありません。

第3点は、定数削減の根拠ということについてであります。特別委員会で、議員から何度となく「根拠は何か」、「明確な根拠を具体的に提示せよ」、そして、ある議員は「科学的根拠を示せ」とまで発言されました。そして署名活動に入るや、19名の反対議員で構成された「民主主義と地方自治を守る議員の会」のチラシでも「市民の会の定数17名の削減案も根拠がなく反対です」と、ここでも根拠がないと書かれておられます。

しかし、そもそも議員定数は理論的・科学的根拠を持って説明できるようなことではないのであります。また、あるべき基準が明示されているようなこともないのであります。 議員定数についての根拠についての定説もありません。これは私たちだけが主張している ことではなく、この定数の問題を考える上で共有される基本認識であります。

それゆえに、それぞれの自治体の議会が、時代の流れ、財政状況、人口、市民の声、他 市の状況等々を総合的に判断して決めているのであります。署名活動の間に発行された臨 時号「防府市議会だより」の中では、5年前に議員定数を30名から27名にされたことについての理由を、「議会運営や各種委員会構成、チェック機能や市民の皆様の声の反映など、あらゆる角度から協議した」と書いてありました。あらゆる角度とは、総合的に判断されたということにほかなりません。

ここで参考例を一つ申し上げます。同じ山口県の光市議会は、議員提案によって議員定数を22名から18名に削減することを12月22日に議決しました。この条例改正の理由について提案した議員は、「時代の流れや市民感情を踏まえた提案である。他市の状況も考慮した」と報道コメントされていました。ここでも総合的に判断されています。

以上3点、私たちが署名活動を決意した原点、私たちの活動に市長が後ろで糸を引いているようなことは断じてないこと。そして議員定数は根拠となるような基準や定説などなく、それぞれの自治体の議会がさまざまな要素を総合的に判断して決めていることを申し述べました。

それでは、これより、本論である議員定数を現行の27名から17名にする条例改正案を提出した理由を申し述べます。

この条例改正案を直接請求した理由は大きく2つございます。理由の一つ目は、議会は少数精鋭の議員が大所高所に立って、防府市の発展のために議会の機能を果たされるようになることを市民は強く望んでいるからであります。議員は多過ぎる、大幅に削減してほしい、すなわち少数精鋭の議会であってほしいという市民の声は、今回の直接請求の署名の数をもって明確になったのであります。

さきに述べましたように、議員定数については、さまざまな要素を総合的に判断して決めているのでありまして、その中心となる要素の中に市民の声が位置づけられるのであります。これは明確な理由の一つになるはずであります。

議員定数を削減すると言えば、必ず対極にある反対の考え方として、「市民の多様な声が届きにくくなる」「少数意見の切り捨てになる」「民意が吸い上げられない」「行政のチェックや政策提言の機能が落ちる」、そして「むしろ定数を増やすべき」などがあることを私たちはよく承知しております。

しかし、定数について現状でよいとか、むしろ増やすべきとかの考え方を、納税者たる 有権者の市民の多くが理解し、支持しているでしょうか。今の時代、議員だけが市民の声 を行政に反映させているわけではありません。市長への提案箱や直接対話、各種委員会、 審議会や懇話会、パブリックコメント、そして自治会や自治会連合会を通じて、行政に多 様な市民の意見や要望を届けているのであります。

少数にすると精鋭になるというのは、民間にある普通の考え方でありまして、一つの真

理であるといっても過言ではありません。つまり、少数になれば、それまで以上に役割が 増えて、それをこなすことができるようになることで、一人の能力が向上して精鋭になっ ていくということであります。

議員も少数になれば、議員一人ひとりに対する市民の負託が増大し、議員の責任と権限が総体的に大きくなって、それまで以上に広い範囲で役割を果たされるようになりますので、必然的に議員の能力や資質の向上につながり精鋭になっていくと、私たちは考えるのであります。

議員が少数になれば、議員の活動は市民に見えるようになるはずであります。4月から施行する議会基本条例によれば、議会活動に関する情報は積極的に発信しなければならないと定めていますので、各委員会の活動や重大な議案に対する賛否など、これからはもっと議員一人ひとりが市民に見えるようになります。

平成21年の4回の定例会での一般質問をされた議員の数は17名、18名、17名、14名でありました。議員が少数になれば、議長を除く全議員に毎定例会で一般質問の機会が生まれるでありましょう。この一般質問は市民にとって、選出されている議員が、いかなる問題認識を持って、どの視点で質問や提案をされるかということで、議員がどういう人であるかがよくわかる機会になります。

こうして見えてきた議員の活動は、市民にとって次の選挙でどの議員を支持すればよい のかの判断材料になると私たちは考えております。議員定数が17名になれば、市内全域 からの幅広い市民の支持がなければ当選できないことになります。

こうしたプロセスによって、議会が次第に少数精鋭の議員によって構成されるようになり、10年先や20年先を見据えた防府市の発展に寄与できることになると、私たちは確信しております。

理由の2つ目は、同じ人口規模で既に議員定数17名を実現して、議会としての機能を 果たしている大東市の例があるからであります。さきに述べましたように、議員定数についてはさまざまな要素を総合的に判断して決めているのでありまして、同じ人口規模の他 市の状況も明確な理由の一つになるはずであります。

私たちは普通、物事をよくしたい場合、どこかにうまくやっている例があるかどうかを まず考えます。うまくやっている例があれば、できない理由、やれない理由を考えるので はなく、まずはそのやり方を謙虚に学ぶということから始めるのであります。

これより大東市のことに言及することになりますので、情報を正しく把握するため、市 民の会の事務局長が12月24日に大東市の議会事務局長を訪ね、調査をしてきておりま すので、その情報を含めて申し上げます。 大東市は防府市より人口が7,000人多く、一般会計予算も33億円多い市であります。議会は一貫して行財政改革の視点から、議員提案によって議員定数17名を実現して既に6年になります。

大東市では、議会の機能を果たすために、常任委員会を3委員会から2委員会に10年 ほど前に移行しています。市の組織を2つにくくって、一つは「まちづくり委員会」、そ してもう一つは「いきいき委員会」で、どちらかと言えば前者がハード面、そして後者が ソフト面と聞きました。

議会の平成21年の議員提出付議事件数は、条例に規則に意見書決議、そのほかで17件を数え、議会基本条例も平成22年4月より施行しています。特に市民に開かれた議会の充実に向けて、議場や全委員会のテレビ中継、夜間議会や日曜議会も定着しています。大東市のある議員が「議員定数が10万都市で日本一少ないことが誇りではなく、日本一であってもまだ挑戦、努力をしていることが誇りである」と議会で発言されています。これは大東市の議会の姿勢をよくあらわした言葉だと私は思うものであります。同じ人口規模の大東市の議会は議員定数17名で、議会としての機能を果たし、実績を上げておられます。

議員の会のチラシや臨時号「防府市議会だより」では、大東市は防府市と比べて、面積が10分の1と狭いことが強調されています。防府市は10倍広いから参考にならないと言われているかのように私たちには受け取れるのであります。

この面積の比較ですが、市の面積をあらわす場合には、もう一つ、可住地面積というのがあります。これは人が住むことができる面積でありまして、山や森、湖や川などを除きます。これで比較してみますと、防府市は大東市の6倍。正確には5.9倍になります。同じ比較するなら、この可住地面積で言うのが理にかなっているのではないでしょうか。

さて、市の面積と議員定数はどのような関係にあると考えるのがよいのでしょうか。私たちは基本認識として、議員は市全域という大選挙区制で選ばれているのでありまして、地域選出の議員ではないということをまず申し上げたいと思います。議員定数は、大東市12万5,000人、防府市11万8,000人の人口こそ重要なのであって、市民からすれば市の面積の大小は本質的な問題ではないと考えております。もし防府市の議員が、面積が広いことで議員が大変になると言われているのであれば、失礼ながら議員の論理ではないでしょうか。

しいていえば、市民が垂直方向、すなわち高層住宅やマンションに多く住み、しかも大都市特有の地域とのかかわりが薄い市民を多く抱えている大東市の議員のほうが、市民の 声を吸い上げる努力がより必要になっていると言えるのではないでしょうか。 大東市の議員には、地域選出という意識が全くないと聞きました。言い方を変えれば、 地縁、血縁では当選できず、幅広い市全域の支持が必要になるので、市全体について常に 考える中で、東の地域に住んでいる議員でも、西の地域の問題の解決に動くそうです。ま た、大東市の議員は、少数になっていることで、議会の役割が増えていることを歓迎して いると聞きました。

以上、条例改正案を提出した理由を2つ。1つ目は、少数精鋭の議会を望む市民の声が、 今回の署名をもって明らかになったこと。そして2つ目は、同じ人口規模での他市の状況、 すなわち17名で議会としての機能を果たしている大東市の例があることを申し述べまし た。関連として2点ほど申し上げたいことがございます。

第1点は、有権者の36.9%の署名の重さについてであります。地方自治法によれば、議会の解散の請求、議員の解職の請求、市長の解職の請求、その他副市長、選挙管理委員会、監査委員会、教育委員会委員の解職の請求の法定署名数、すなわち必要最低署名数は有権者の3分の1であります。

法律は、解散や解職という重大なことを有権者の3分の1、すなわち33.3%をもって直接請求する権利を認めております。すなわち33.3%は、法律が認めている民意の定義といってもよい数字であります。今回の条例改正の直接請求の必要最低署名数は、法律が認めている民意の定義を上回って36.9%に達しているのでありますから、明確な民意になっております。

前回の議員選挙の選挙公報に、ある議員は「政治の原点は民意。民意こそが政治の根幹である」と書かれておられます。この言葉に私たちは強く勇気づけられるのであります。

第2点は、議員定数を決める権限についてであります。地方自治法の第90条では「議員の定数は条例で定める」とあり、第2編第6章議会第2節権限に、「議会は次に掲げる事件を議決しなければならない」とあり、その一番先の項目に「条例を設け又は改廃すること」とあります。議員定数を定める条例を改廃する権限が議会にあることは、もとより私たちはよく承知しております。

民間にある普通の考え方に「権限があれば、それと同じ量の責任がある」というものが ありまして、これを権限・責任一致の原則というのであります。

4月から施行される議会基本条例の前文に、議会は「幅広く市民の意思を反映するという議会の役割を果たすために」と書かれています。この前文でいう市民の意思とは民意をあらわしていることは明白でありまして、続いて前文が言う半減するという議会の役割を果たすとは、民意を反映させる責任があるということになるのであります。

以上まとめますと、議会に議員定数を定める権限があるということは、それと同じ量、

議会は、審議、議決に民意を反映させる責任があるということであります。また、市民は 選出した議員に対して、すべて議員個人の考えでやってくださいとお任せしているわけで はありません。議員は代弁者であるべきと考えております。

これに関してある学者は、議員のことを市民の合意に基づく代行者と定義されています。 代行者とはすなわち代弁者の意味になりましょう。そして、前回の議員選挙の選挙広報に、 ある議員は、「議員は身近な市民の代弁者」と書かれておられます。この言葉に私たちは 深く共感するものであります。

以上2点、今回の署名は法律が認める民意に達していること。そして議員定数を決める 権限は議会にありますが、議会は審議、議決に民意を反映させる責任があり、議員は市民 の代弁者となっていただきたいことを申し述べました。

9月16日の本会議の反対討論で、ある議員は、「市民に選ばれた議会は、みずからの 定数について、何が最もふさわしいかを市民の意見も十分に聞きながら、みずからの責任 と権限で決めていかなければならないと思います」と発言されておられます。発言された 議員、そして他の議員にも申し上げます。市民の意見は今回の直接請求の署名数に明確に あらわれていますので、どうか十分に聞かれ、真摯に受けとめていただきたいのでありま す。

議員の皆様には、これよりの条例改正の審議、議決において権限を行使されるときには、 法律が認めている民意をさらに上回った市民の声を議会に反映させるという責任を果たし、 市民の声を代弁していただくことを強くお願いするものであります。

最後になりますが、今、地方自治法の直接請求制度を見直して、改正するという機運が 高まってきております。その方向が必ずや市民の声を重視するものになると私は確信して おります。

何年あるいは何十年後に議会の平成維新は、あのとき防府市民の条例改正案の直接請求 を受けた議会の対応から始まったと言われる、誇り高い、歴史に名を残す議会になってほ しいと、私たちは心から願うものであります。

ここで僭越ながら、議員の使命とは何かを一言で言わせていただければ、それは市民の幸せの実現にほかならないと考えるのであります。この条例改正案は議員の皆様の身分にかかわることではありますが、まずは公である市民のことを先に考えての英断をいただきますよう私は心から、そして強くお願いするものでございます。

これより 1, 0 3 1 名の受任者と 3 万 5, 5 7 8 名の署名者の市民とともに、市民の会はこの条例改正案に対して議会が、そして議員の皆様一人ひとりがどのように対応されるのかを見守っていきたいと思います。

以上をもって、私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

O議長(行重 延昭君) 阿部次男氏についてはお疲れでございました。ありがとうございました。

本案に対する理事者に対しての質疑がありましたら、これを求めます。 1 2 番、田中健 次議員。

〇12番(田中 健次君) さきに開かれました議会運営委員会で特別委員会を設置する という形の方向が固まっておりますので、細かな質問はそちらでさせていただきますが、 多分、きょう聞かないとちょっと聞けないと思いますので、選挙管理委員会の事務局長に お尋ねをいたします。

署名簿の縦覧に関して3件の異議申し立てがあったということが新聞で報道されて、一つは取り上げられて、一つは棄却されて、もう一つは却下されたということが、これも新聞に出ておりました。

棄却というのは、一応、まな板の上に乗せて、それでこれはだめですというものが棄却ということで、却下というのは、これはだめですよと、もうはなから、異議申し立てする資格がありませんよという形でするのが却下であります。その却下された異議申し立てを出したのは、実は私でありますけれども、なぜ、そういうものを出したかということで少しお尋ねをいたします。

1週間の縦覧期間の間、夕方の時間でありますけれども、議会での職務が終わって縦覧をさせていただきました。非常に限られた時間の中で、署名簿がたしか50ずつの東で山になっておりまして、3日間でその山の5ちの2つぐらいしか私は見なかったわけですけれども、その中の1つに、表紙に、表紙が白く余白がかなりあるわけですが、そこに11月4日から10日は2F、つまり2階ということでしょうね。11月11日から13日は3F、つまり3階ということだと思うんですが、そういうふうに書いてあって、その下に矢印で事務室へというふうに書いてある署名簿を見ました。それで11月13日限り事務長へというふうに書いてあったわけであります。

普通に見ますと、だから、8日から10日は2階で署名簿を回すと。11日から13日は3階へ署名簿を回すと。それで、13日を限度として、そこの事務長さんへ署名簿を戻しなさいというふうに推察されるわけであります。

なお、受任者は、ある福祉施設の理事長の方であります。で、その施設は3階建ての建物であります。そういうことから考えて、私のような推察というのか、がされるわけで、非常にこれは回覧による署名簿である可能性が高いと、こういうふうに私なりに確信をしたわけであります。

回覧による署名というのは、行政実例で無効とされておりますので、この署名簿、既に 二重の署名だとか、あるいは住民票がないだとか、そういうことで無効にされております が、有効にされているその署名簿の中の35名について、これも無効にすべきではないか というふうに考えて、そういう異議申し立てをしたわけであります。

しかし、却下をされると。要するに、まな板に乗せるのに値しないので却下するという ことで、その理由は、要するに、この署名簿に名前が書いてある人、あるいは受任者でな ければ異議申し立ての資格がないということであります。

そういう選管からの通知書をいただいて、これはやむを得ず納得をしたわけでありますけれども、そうやって考えますと、議会の解散だとか、あるいは私、あるいは何人かの議員に対する解職請求という署名であれば、先ほど言われましたような3分の1という形で、この場合には、当然、議員であります私、あるいは解職請求をされるという当事者である私は、こういう異議申し立てができるという資格があるわけですけれども、今回の場合には、そういう資格がないということで却下をされたわけですけれども、これは当然、そういうことが第三者であっても出されれば、選挙管理委員会として、それなりにそういうことを調査をしなければならないような気がするわけですけれども、私のそういう異議申し立ては却下をしても、たとえそういうようなことが指摘があれば、そういうことを調査をしなければいけないんじゃないかと思うんですが、署名簿に明らかにそういう証拠が残っておると。

つい、だれかから、匿名の、電話情報というようなものではないわけで、その署名簿から明確にそういうことが推察されるものについて、選挙管理委員会はこういうものを調査したのかどうか。私の異議申し立て却下はそれで納得するわけですけれども、しかし、客観的にそういうふうに見れるものについて、選挙管理委員会はどういうふうな対処をされたのか、そういうことは調査をされてないのか。

さきのこの審査について専決処分でされたときには、二重の、複数の目で署名簿を審査 するのでというような話をされたと思いますけれども、そういった点はどうであったのか についてお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(行重 延昭君) 選挙管理委員会事務局長。
- 〇選挙管理委員会事務局長(髙橋 光之君) お答えをいたします。

御承知のように、今回の署名審査につきましては、県のほうの「直接請求制度事務の手引」に基づいて、審査基準に基づいて行っております。

で、今、議員がおっしゃいました質問の件につきましては、たまたまといいましょうか、 県のほうで出されております手引の中の質疑応答の中に、全く同じではないんですが、ち ょっと似た事例がございます。

その問いといいますのが、「受任者以外の第三者が署名収集したといううわさがあるが、 選管としては実質審査を行わなくてもよいのか」というような問いがございます。

それの答えとして、「行う必要はない。縦覧期間中に署名者から異議申し出があった場合に限り審議を行うこととなる」というような回答がございます。

要するに、法律で認められております、その縦覧・異議申し立て制度がございます。その中で正式に受理したものについては、これは実際の審査自体は、行政不服審査法という法律に基づく手続が定められておりますので、実際はそういう手続に沿って行うということになりますけれども、その前提といたしましては、当然、適正・適法な異議申し出があるということが大前提にあって、それがあって初めて市の選挙管理委員会にそういう権限、いわゆる職権探査も含めてですけれども、そういうものが与えられるということでございます。

したがいまして、今回の場合の議員の申し出につきましては、そういう要件を満たしていないということでございましたので、実質的な審査までは行っていないということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(行重 延昭君) 12番、田中健次議員。
- **〇12番(田中 健次君)** ということは、もし、これが解職請求あるいは議会の解散請求であれば、当然、それに基づいて選挙管理委員とすれば調査をしたけれども、今回は、 条例請求のそういった審査請求であるので、そういうことはしていないと。

つまり、50分の1、2%をクリアする署名の審査と3分の1、33.3%をクリアする審査の中身は、おのずから違ってくると、そういうふうに考えていいわけでしょうか。

- 〇議長(行重 延昭君) 選挙管理委員会事務局長。
- 〇選挙管理委員会事務局長(髙橋 光之君) おっしゃいますように、今回の条例改正の分につきましては、本来ですと、先ほど議員がおっしゃいましたように、3分の1のような場合でしたら解職、当然、利害関係ということで関係人になりますけど、今回の条例改正のときは関係人という部類に入らないという、これは行実集あるいは判例にもそういうものがございます。

したがいまして、当然、異議申し立ての中身にも、今度はよるかもしれませんけれども、 一応、法律上の規定では、そういう、いわゆる今回は地方自治法上の規定だけですね。で、 解職請求とかそれになりますと、今度は公職選挙法の規定が今度、準用される部分があり ますので、その中で選挙管理委員会の権限というものを認められている場合があります。 今回はそれが全くないので、いわゆる権限として認められておるのは、地方自治法上に定められているものだけでございますので、その中で、一応対応しなければ、選管としてはそういう対応をとらざるを得ないということでございます。

以上です。

○議長(行重 延昭君) ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。

本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、11名の委員をもって構成 する議員定数に関する特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思いますが、御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する議員定数に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました特別委員会の委員について、防府市議会委員会条例第8条第 1項の規定により、次のとおり御指名をいたします。

事務局長より御報告いたさせます。

〇議会事務局長(森重 豊君) 御報告申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

青木委員、安藤委員、今津委員、木村委員、久保委員、髙砂委員、田中健次委員、土井 委員、松村委員、三原委員、横田委員、以上11名でございます。

○議長(行重 延昭君) ただいま御報告いたしましたとおり、それぞれ御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(行重 延昭君) 25番、田中敏靖議員。
- ○25番(田中 敏靖君) 防府市の市議会会議規則第132条、これをごらんになっていただきたいと思いますが、紹介議員の委員会出席というのが、今回の議案にはございませんが、あわせて請願も委員会付託されるというふうに聞いておりますので、もし公平性の原則から考えますと、紹介議員は辞退するべきじゃないかというふうに考えております。以上によって反対したいと……。

○議長(行重 延昭君) 暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時 4分 開議

○議長(行重 延昭君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

25番、田中敏靖議員。

○25番(田中 敏靖君) ただいま紹介議員がその所属の、所属というんですか、関係 の委員に入るのはいけないというふうに申し上げております。

しかしながら、今後、こういう大事なことがあれば、そういうことを条件にしまして、 一応、認めたいというふうに……。

○議長(行重 延昭君) ほかに御異議ございませんですね。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) よって、本案につきましては、11人の委員をもって構成する 議員定数に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

よって、議員定数に関する特別委員会に、ただいま御指名いたしました方々を選任いたしました。

ここで、特別委員会の正副委員長の互選をお願いしたいと思います。委員会開催のため、 暫時休憩といたします。

なお、委員会の開催場所は1階第一委員会室ですので、よろしくお願いいたします。 暫時休憩といたします。

午前11時 6分 休憩

午前11時16分 開議

○議長(行重 延昭君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、結果を御報告いた します。

委員長には久保議員、副委員長には髙砂議員、以上でございます。

なお、特別委員会の開催は1月14日の各常任委員会終了後にしたい旨、委員長から要求がありましので、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、特別委員会の開催は1月 14日と決定をいたしました。

議案第2号平成22年度防府市一般会計補正予算(第12号)

〇議長(行重 延昭君) 議案第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

〇副市長(中村 隆君) 平成22年度防府市一般会計補正予算(第12号)の御説明 に当たりまして、まず、今回の補正の趣旨の説明を申し上げたいと思っております。

地域活性化、社会資本整備、中小企業対策といたしまして、地域活性化交付金の創設と 地方交付税の増額が盛り込まれました国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対 策」に係ります、平成22年度補正予算が昨年の11月26日に成立をいたしました。

その地域活性化交付金のうち、「きめ細かな交付金」は、10月8日に閣議決定されまして、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」におきまして、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行うこととされましたことを踏まえまして、創設されました交付金であります。

また、「住民生活に光をそそぐ交付金」は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられなかった分野の事業を行うために創設された交付金でございます。

いずれの交付金対象事業も、緊急総合経済対策の趣旨に沿った事業でありまして、この 10月8日以降に地方公共団体の予算に計上されまして、追加的に実施をされます事業で あることとされております。

この交付要綱に基づきまして、きめ細かな交付金対策事業といたしまして、防災用備品保管倉庫整備事業ほか5事業及び住民生活に光をそそぐ交付金対象事業といたしまして、聴覚障害者等緊急通報システム整備事業ほか1事業を選定いたしまして、内閣府のほうへ実施計画を提出をいたしましたところ、すべての事業が認められまして、きめ細かな交付金といたしまして1,080万8,000円の内示がございましたので、今回、補正をお願いいたした次第でございます。

では、議案第2号平成22年度防府市一般会計補正予算(第12号)について御説明を申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,923万 3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を386億331万6,000円と いたしております。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの第2表にお示しをいたしておりますように、新たに老人福祉施設整備事業にかかわる地方債の発行を追加いたすとともに、防

災対策事業及び公園整備事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により順を追って御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページ上段の11款地方交付税1項地方交付税1目地方 交付税の普通交付税につきましては、緊急総合経済対策の地域活性化といたしまして、国 におきまして3,000億円の平成22年度の追加交付が決定されました。本市には、9, 747万9,000円が追加交付されましたので、増額の計上をいたしております。

同ページ下段の15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金につきましては、先ほど御説明いたしました、きめ細かな交付金として5,874万6,000円と住民生活に光をそそぐ交付金といたしまして1,080万8,000円を計上いたしております。

次に、8ページの22款市債1項市債につきましては、防災対策事業といたしまして防 災基盤整備事業債、老人福祉施設整備事業といたしまして社会福祉施設整備事業債、それ と、公園事業といたしまして都市計画事業債を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、10ページ上段の2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、きめ細かな交付金を活用いたしまして、安心・安全な生活環境の整備を諮るために、災害時等の避難所であります各小・中学校の26カ所に防災用備品保管倉庫等の整備に要する費用を計上いたしております。

次に、同ページ下段の3款民生費1項社会福祉費の4目障害者福祉費につきましては、 きめ細かな交付金を活用いたしまして、地域の高齢者の皆様が交流を深める場の快適性の 向上のために、市内15カ所にございます老人憩の家のうち、浄化槽が設置されておりま せん大道地区老人憩の家のほか6カ所に、洋式トイレ及び浄化槽設置工事に要する費用を 計上いたしております。

5目障害者福祉費につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、 障害者授産・更正施設のバリアフリー化などによる生活空間の向上を図るために、障害者 施設環境整備事業といたしまして、授産施設であります愛光園のトイレ等の改修工事、及 び障害者更生施設であります大平園のエコ対応の空調施設工事に要する費用を計上いたし ております。

次に、12ページ上段の3款民生費2項児童福祉費の4目児童福祉施設費につきましては、きめ細かな交付金を活用いたしまして、子育で・保育サービス等の基盤整備により園児保育施設の長寿命化を図りますため、富海保育所の屋根改修工事に要する費用を計上いたしております。

次に、同ページ下段の7款商工費1項商工費2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金につきましては、きめ細かな交付金を活用いたしまして中小企業対策を図りますため、自宅等の住宅リフォームを施工される市民の皆様が、市内施工業者を利用された場合に限りまして、予算の範囲内におきましてリフォーム費用の一部を助成いたすものでございまして、その実施主体であります防府商工会議所へ住宅リフォーム助成事業補助金として計上いたしております。

次に、14ページ上段の8款土木費1項土木管理費の2目交通安全対策費につきましては、きめ細かな交付金を活用いたしまして、児童や周辺住民の交通安全の推進を図るために、学校周辺、通学路の交通安全施設等の整備に要する費用を計上いたしております。

同ページ下段の5目公園費につきましては、きめ細かな交付金を活用いたしまして、歴 史的観光遺産の保護を図りますため、防石鉄道顕彰モニュメント整備に要する費用を計上 いたしております。

最後に、16ページ上段の9款消防費1項消防費の1目常備消防費につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、音声による消防・救急等への通報が困難な聴覚障害者の方の利便性を図りますために、携帯電話のGPS機能を活用いたしましたシステム構築に要する費用を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を5億1,555万9,000円といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

- ○議長(行重 延昭君) 本案に対する質疑を求めます。26番、山本議員。
- **〇26番(山本 久江君)** 13ページの住宅リフォーム助成事業補助金につきまして、 若干お尋ねをいたします。

長引く不況の中で、経済波及効果を高めて市民の利益にも結びついている、この住宅リフォーム助成事業でございますが、予算化されましたことは大変喜ばしく思っておりますが、大事なことは、この制度が市民にも業者にも利用しやすい制度になることが求められております。その点で、今回、助成を市内共通商品券といたしまして、商工会議所を介してのさまざまな手続をとることが求められておりますが、全国でも余り例がないと思います。

で、全国で注目を浴びている岩手県の宮古市の取り組みで、実は大変評判がいいのは、 業者にとっても、市民にとっても利益になるように、シンプルな制度にしたということが 大きかったと言われております。

で、ここでも、プレミアム商品券の助成も考えられたそうでございますけれども、加盟

店が限られておったり、それから、業者からも煩わしいとの意見が出て、現金での助成を したということが言われております。

使い勝手のよさ、利用しやすい、この意味では、現金による助成のほうがいいのではという思いもいたしておりますが、その上で何点か質問をさせていただきたいと思います。

住宅リフォーム助成制度、初めての事業でございますが、募集期間として約1カ月間ぐらいしか第1次、ございませんけれども、この制度の周知、積極的なPRが極めて重要ではないかというふうに思います。その点で、周知についてはどのようにされるのか。

また、中小業者団体等からの要請があれば、説明会等も開いていただけるのかどうか、 その点での市の取り組み姿勢といいますか、その点でお尋ねをいたします。

- 〇議長(行重 延昭君) 産業振興部長。
- 〇産業振興部長(梅田 尚君) お答えをいたします。

今回、住宅リフォーム助成制度の周知につきましては、3月から4月にかけまして、市 広報、会議所だより、また報道機関、情報誌への掲載、さらには新聞折り込みによるチラ シの配付などにより、市民の皆様に周知徹底を図りたいというふうに考えております。

続きまして、施工業者の方につきましても、3月に実は説明会を開催したいと、現在、考えております。それ以外にも、もし要望がございましたら、こちらのほうから出向いて、積極的にPRに努めたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(行重 延昭君) 26番、山本議員。
- **○26番(山本 久江君)** 施工業者についてでございますけれども、勉強会では、市内において1年以上継続している事業を営んでいる、本市に本社または本店所在地を有する法人または本市に住所を有する個人事業者と、こういうふうに規定をされておりますが、継続して1年以上というこの条件がつけられた、その理由といいますか、背景ですね、山陽小野田、それから宇部等は、県内で初めてやられたんですけれども、そういう条件、なかったわけですけれども、この1年以上というその意味について、どういう理由でつけられたかお尋ねをいたします。
- 〇議長(行重 延昭君) 産業振興部長。
- 〇産業振興部長(梅田 尚君) お答えをいたします。

市内業者の方の要件ということでございますが、現在のところ、継続して1年以上営んでおられることとしております。

この理由につきましては、1年以上継続して事業を営んでおられれば、安心して住宅リフォームをお任せできるんではないかという判断のもとに、現在、1年としているところ

でございます。

以上です。

- 〇議長(行重 延昭君) 26番、山本議員。
- **〇26番(山本 久江君)** 3回ですので、もう1点だけお尋ねいたします。

市内共通商品券取扱店、これにつきましては、会議所会員に限らず、市内の事業者が取り扱うこととしていると。そして今後、取扱店として希望される事業所の募集を行いますと、こういうふうに説明をいただきましたけれども、この取扱店になるには、新たに条件が別に必要なのかどうか、ちょっと確認をしておきたいと思います。その点、いかがでございましょうか。

- 〇議長(行重 延昭君) 産業振興部長。
- **○産業振興部長(梅田 尚君)** 議員御質問のとおり、今現在、防府商工会議所の会員でなくても、防府市内の事業者であれば、今回、住宅リフォーム助成制度に伴います市内 共通商品券、これを取り扱いできるものと、私どもは今、考えております。

この共通商品券を取り扱うことができるお店という、どうすれば、条件があるのかということでございますけども、商工会議所のほうに申請をしていただければ、どの事業所の方についても、今回、住宅リフォーム事業の市内共通商品券を利用できるということでございます。

- 〇議長(行重 延昭君) 12番、田中健次議員。
- **〇12番(田中 健次君)** この補正予算書、歳出の項目を見ると、それなりにこれが適当かどうかということでいけば、それなりにニーズがあるものだろうというふうには思います。

しかしながら、これは地域活性化交付金、きめ細かな交付金、あるいは住民生活に光を そそぐ交付金という形で行っておるという事業だろうと思います。

内閣府のホームページを見ますと、まず、きめ細かな交付金、これが全国で 2,500億円あるわけですが、これは、こんなふうに書いてありますが、「新たな交付金を創設し、観光地における電線地中化等、地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施できるよう支援を行う」と。「観光地における電線地中化と地域の活性化ニーズに応じて」というふうに最初に書いてあります。

それから、使途については、「実施計画に掲載された地域の活性化ニーズに応じた事業」ということで、「地域の活性化ニーズに応じた事業」ということが、きめ細かな交付金では書いてあります。

それから、もう一つの住民生活に光をそそぐ交付金については、これは全国で1,

000億円なんですけれども、実施計画に掲載された以下の分野に対する取り組みということで、3つの分野が示してあります。

1つ目の取り組みが地方消費者行政、2つ目の取り組みがDV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、3番目が知の地域づくり、知というのは知識の「知」、知恵の「知」ですが、知の地域づくりというふうに書いてあります。

そういうことからして、今回のこの歳出の支出を見ますと、これは本来、ほかの市の経 常的な経費の中でやるべきものではないかと。

例えば、そういうふうに思うわけですけれども、唯一、先ほど山本議員が質問された住宅リフォーム助成、これなどはきめ細かなということで、地域の活性化ということになるんではないかと思うんですが、富海保育所の改修であるとか、それから通学路の改修であるとか、こういうものがどういうふうにして地域活性化につながるのか、ちょっと私には疑問に思えるんですが、ちゃんと地域活性化の事業をこういう歳出で、国がそういうことでお金を出してくれるわけですから、そういうことで地域活性化のためのものを取り組まないと、地域が活性化しないんじゃないですか。

そういうことが心配をされますので、まず全般的に1回、どういうふうにしてこういう 歳出を選んだのか、これをお聞かせください。これが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、この中には、市長が例えば昨年度、今年度じゃなくて昨年度の予算の目玉は3つのKと言われました。環境・観光・教育だったと思いますけれども、そうやって松浦市長が取り組んでいきたいという目玉にするような観光も環境も教育も、今回の予算には含まれておりません。

教育委員会の予算は、この中にはありません。それから、環境に関する予算も、この中にはありません。各課からどういうふうにして予算が出されたのか、生活環境部の予算もありませんし、教育委員会の予算もありません。

それから、産業振興部の予算とすれば、住宅リフォームの予算はありますけれども、防 府市の1次産業である水産業、農業、こういった関係の予算もない。非常に偏った配分を つけるんじゃないかと思うんですが、この辺について、どういう形でこの予算をしたのか、 これが2つ目の質問です。

それから3つ目の質問は、住宅リフォームに関してでありますけれども、先ほど山本議員も言われましたが、商品券にかえるというのは、全国でも珍しいんではないかということでありましたけれども、今現在で、商品券でこの事業を実施している自治体があるのかないのか、あれば、どこの地域、どこの都市でそういうことをしておるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上3点について、御答弁お願いします。

- ○議長(行重 延昭君) 順次、お願いします。財務部長。
- ○財務部長(本廣 繁君) まず、事業の選定についてでございますが、この交付金事業につきましては、内閣府から、交付金についての制度要綱が県を通じて本市に通知されました日が、昨年の12月20日でございました。

また、内閣府へ提出する実施計画の提出期限が本年1月7日となっておりまして、大変タイトな日程になっておりました。このため、各課の施策や事業につきましては、総務部において、23年度から27年度までの実施計画の各課ヒアリングをしておりましたこと。また、財務部におきましても、新年度予算の各課ヒアリングを終了した段階でございましたので、両部におきまして各課の要望を聞いた上で、制度要綱の要件に合致すると考えられる事業を選定いたしまして、内閣府に提出する交付金の実施計画を策定したところでございます。

また、事業の選定に当たりましては、制度要綱の交付対象、事業の要件を満たしていることは、これは当然のことでございますが、昨年10月8日に閣議決定されました、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策で示されております地域の活性化に資するもの、あるいは、弱者対策などの項目に該当するものを選定したところでございます。

それから、教育委員会等々の事業が上がっていないということでございましたが、これは、通学路交通安全施設整備事業、これは14ページ、15ページの土木費の1項土木管理費の交通安全対策費でございますが、これにつきましては、学校周辺の白線のスクールゾーンですか、これの白線表示を更新するための事業でございます。

また、このたびはお願いはしておりませんけれども、3月補正でお願いする予定にしております、学校の耐震化事業につきましては、改めてお願いすることにしております。 以上でございます。

- 〇議長(行重 延昭君) 産業振興部長。
- **○産業振興部長(梅田 尚君)** 住宅リフォーム制度で商品券を利用しているところがあるかということでございます。

2010年の10月31日現在で、現在、この住宅リフォーム助成制度に取り組んでいる自治体が175ございます。その中で、現在、北海道の上士幌町という自治体でございますけども、ここで商品券によりまして、この住宅リフォーム助成制度を実施しているところでございます。

そのほかには、ほとんどの自治体が現金で全部支給をされていると思います。ちなみに、 平成23年度、防府市と同様に山口市も、この住宅リフォーム助成制度に取り組む予定に しておられますけども、防府市と同様、山口市につきましても、この市内共通商品券で、 この制度を開始をされるというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

- 〇議長(行重 延昭君) 12番、田中健次議員。
- ○12番(田中 健次君) 何か、県のほうからいろんなものが来るのが遅かったということを1つ言われましたけれども、例えば、総務省の自治財政局財政課から、各都道府県の市町村担当課御中ということで、10月26日に平成22年度補正予算(第1号)に伴う対応等についてという形で、10月26日ですね、貴都道府県下の市町村に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げますという中で、その中で、きめ細かな交付金ということで、観光地における電線地中化と地域の活性化ニーズに応じて云々と。

あるいは、住民生活に光をそそぐ交付金、これは光が十分に当てられなかった分野ということで、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者支援・自立対策・自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援するためと、こういうことが昨年の10月26日に、総務省自治財政局財政課から、当然、山口県のそういう担当課に事務連絡という形で流されて、「貴都道府県下の市町村に対しても、速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます」と、こういう文書が出ているんですけど、山口県は12月の終わりぐらいまで、それを、20日ですか、約2カ月近く、防府市には何の連絡もなかったと、こういうことでしょうか。

それとも、もうちょっと具体的なものしか20日に来なかったということでしょうか。 10月の26日ですから、10月中には、当然、防府市にこういったものが来てもおかし くないと思うんですけれども、準備するようにだとか、この辺についてもう一度、御回答 をお願いいたします。

それと、住宅リフォームについては、175のうち1しかそういうことをやっていないということは、やはり制度的にはまだ練られてないんじゃないかと、こういうふうに思いますので、この辺、意見として申し上げ、常任委員会で審査されるでありましょうから、その際に参考にいただければと思います。ちょっとこの辺について御答弁、もう一度お願いします。

- 〇議長(行重 延昭君) 部長。
- ○財務部長(本廣 繁君) 議員御指摘のように、平成22年度補正予算(第1号)に伴う対応についてということで、自治財政局財政課から、おっしゃいましたように、10月26日付で文書が出ております。

しかしながら、具体的なことがここには記載されておりませんで、最終的にきめ細かな 交付金の交付金制度要綱、それから住民に光をそそぐ交付金要綱につきましては、この通 知につきましては、22年12月17日付で出ておりますので、具体的な要綱が10月時 点ではわかりませんでしたので、先ほど申しました10月の終わりになったということで ございます。

- 〇議長(行重 延昭君) 12番、田中健次議員。
- **〇12番(田中 健次君)** しかしながら、ここに概括的に述べてあるにしても、例えば、光をそそぐ交付金というものが消費者行政であり、DV対策・自殺予防等の弱者対策であり、自立支援、知の地域づくりであるわけですから、関係の課にそういうことを、例えば投げかけて、もう少しそういった分野の政策を掘り起こすような努力はできるんじゃないかと思うんですけれども、こういったことについては、やっぱり今後、きちっと財政当局になるのかわかりませんけれども、それは各担当の課も困るわけですよね。

だから、こういった点については、今後、きちっとした、もっと体制をとっていただく ように要望しておきたいと思います。

- 〇議長(行重 延昭君) 2番、土井議員。
- **〇2番(土井 章君)** 数点、質問をしますが、まず、質問に入る前に怒られるかもしれませんが、きょうは大変傍聴人の方が多くて、議会も活性化するのうと思うちょったら、特定の議案が終わったらすぐお帰りになった。そういう方々が、議員定数半減がどうだこうだと言う資格があるんかいのというような疑問さえ覚えたということを、ちょっと一言だけ、最後まで聞いておいていただきたかったなという思いを伝えております。

質疑に入らせていただきますが、前段は、田中議員がおっしゃったとおりで、きめ細かな交付金だとか、住民に光を当てるとか、とは言いながら、ほとんどが市の本来の業務である。要するに、市の自分の腹の中におさめたというような思いがしているのは、私だけではないと思いますが、個別にお尋ねをいたします。

まず1点目は、一般管理費の災害関連でございますが、防災備品を26のすべての小・中学校に備えると、こういうことでありましたが、確かに、昨年の7月13日の災害にはあったのかどうか知りませんが、おととしの災害のときには、特定の小学校、中学校が避難場所になったことは事実でございます。

しかし、すべてのところではないわけでございまして、むしろ、避難をするとすれば、 一義的には公民館ではないかという思いがしております。なぜ公民館を外して、なぜ小・ 中学校にこういう倉庫を設けなければならないのか。その理由について、明確にお答えを いただきたいというふうに思います。 そして、あえて申し上げますれば、先日の説明会では、アルファ米であるとかなんだかんだというような、生理用品まであったような気がしますが、そういうものというのは賞味期限もあるやに思います。そんなものをすべての小・中学校に、使用することがあるかどうかわからないけれども、倉庫までつくって置いておくというのは、非常に不経済である。むしろどこかに防災倉庫なりを1カ所設けて、そこにストックをして、必要なところに、必要なときに配付をするということのほうが、はるかに経済的でもあるし、効果的・効率的でもあるというふうに思いますが、その点について、明確な答えをお尋ねをいたしたいと思います。

それから、その下の光をそそぐということですが、光をそそぐのは、大平園であるとか、 愛光園であるとかいうような、トイレ、あるいはバリアフリー化と、こういうことですが、 本来、設置者である市がやるべきであって、何も、今まで光をそそがんかったから、光を そそぐ交付金が来たからやれるんだというのは、全く違っておると。

むしろ、光をそそぐんであれば、例えば市内の、あまたあります信号機、幹線道路の信 号機には音声が出ておりますが、幹線道路でない、例えば私の住んでおるところの新橋牟 礼線でありますとかいうようなところには、音声も全く出ません。

音声がないところには、視覚障害者にとってみれば、ここは信号機がないんじゃろうかいというふうに思うかもしれません。1カ所でも、その音声の信号機を増やすということのほうが、むしろ市民にとっては助かるんではないかというような思いがいたしております。

また、あるいは道路でいいますと、街路樹があって、街路樹の根が、木が大きくなりますと根が道路を起こします。お年寄り、あるいは車いすの方、目の不自由な方にとっては 大変危険です。つまずくもとになります。

例えば、そういう木の根切りをして、陸な道路にするとかいうことのほうが、はるかに 市民が喜ぶと思うんですが、なぜ大平園であったり、愛光園であったり、本来、それは自 分がやるべきものであろうと思いますが、そういうようなものに使わなければならないの か。

そして、3点目は、商工費のリフォームの件でございますが、まず1点目は、これは要するに、きめ細かな交付金が交付されたからやるのか、この制度がなくなっても、単独市事業として続けていくのかということを1点、お尋ねします。

そして、先ほどからるる質問も出ておりますが、市内共通商品券でもってその補助金は 渡すんだと。それも商工会議所が渡して、商工会議所に一括して市は補助金を渡すんだと、 こういうことですね。 最大限10万円ということです。10万円の商品券をもろうても、それでのうても 100万円の現金を市民の方は使っているわけですよ。100万円の現金を使って初めて 10万円の商品券が来ると。100万円も使うたから、ちいとは倹約もせんにゃいけんの うと思うちょったら、商品券という形で、それも有効期限がたった半年しかない。半年の 間に10万円使えと。

そりゃ、車買うとか、テレビを買うとか、冷蔵庫を買うとかといや、一遍に10万円ぐらいはけるかもしれませんが、大規模な修繕したときじゃから、そんともこらえんにゃいけんねということであれば、食料品を買うとか、身の回り品を買うとすりゃ、6カ月で10万円っちゃ、相当大きな金額なんですね。

むしろ、もう既に住宅リフォームで市内業者の人の活性化にもつながっているし、住宅ということになれば、すべての産業に、ガラス産業であったり木材産業であったり、電線であればそういう業者であったり、非常に効果はあるわけですが、もう出すんならば、そんなにその商品券にこだわる必要はないという点を思いますが、その点についてどうなのか、お尋ねします。

そして、先日の説明会では、対象者は今度は事業者じゃなくて、施工業者じゃなくて、 補助金をもらおうとする人ですが、この人については、市内に1年以上住んじょかんにゃ あげんよと。国費を使ってやるわけですから、国民であればどこだって同じ権利があると 思うんですが、投票権だって、1年住んじょかんでも十分あろうと思いますが、なぜ1年 以上住んじょかんにゃ補助対象にしないのか、明確な説明をお願いをしたい。

それと、5月9日ぐらいから募集をして、で、7月1日から初めて交付申請を受け付けるというようなことのようですが、例えば、雨漏りを修理をしたいといったら、梅雨の前にやらんにゃいけん。この時期に、もう既に予算を通して施工するんであれば、梅雨の前にも、できれば終われるぐらいのスピード感覚を持って、いろんなPRの方法を使いながらすべきであると。

何か、ちんたらちんたらというような気がしてなりませんが、その点について明確なお 答えをいただきたい。

もう1点は、この制度そのものが、全部商工会議所に丸投げというふうな形になっております。最後に、市役所は一括して商工会議所に補助金を渡すだけというような形ですが、たとえ商品券を使っても、敬老会であるとかなんとか、あるいは全国大会に出られる方へのはなむけも、商工会議所から商品券を買って交付をしているわけですが、何もその商工会議所から直接商品券を渡し、そして商工会議所には手間――市役所の職員が少ないからそうなったんかもしれませんが、手間かけんで、一括して商工会議所に渡して、会計検査

も商工会議所が受けろと、これは市の本来の業務としておかしいんではないかという思いがしておりますし、また、商工会議所には、ここに書いてあるような手続すべてを、工事の内容は適正であるか、対象内であるかというようなことの審査するような技術屋さんがおるのかおらんのか、そのことについて明確な答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから、消防費ですけども、常時消防の中で、聴覚障害者への携帯で所在を明らかに すると、こういうような話でありましたが、視覚障害者はどうすりゃいいのか、視覚障害 者には、既にこういう措置がとってあるのかどうか。

私の町内会にも、視覚障害の方があって、先日、点字の市広報をもらうような手続もいたしましたが、大変困っていらっしゃいます。こういう人に対するあれはどうなのか。

むしろ、聴覚障害者に、倒れたときに、それが110番に押せるようにとかといったって、倒れてしもうたら押せりゃあせん。むしろ、小学生に持たせているような防犯ベルを持ってもらって、いざというときには防犯ベルを大きな声で鳴らしてもろうたら、近所の人が、そこを通りがかった人が、「何ですか」と言うて、「いや、実は実は」で、すべてちゃんとやってくれると。やり方は幾らでもあるような感じがします。

なぜ、わざわざ携帯電話がどうのこうのということにしなきゃいけないのか。大きな声が出る防犯ベルのほうが、はるかに効果的ではなかろうかなという思いがしておりますし、その点についてと。そして、視覚障害者対策については、どのようになっているのかをお尋ねをいたします。

〇議長(行重 延昭君) ちょっと暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午前11時57分 開議

○議長(行重 延昭君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

最初の災害対策につきましては、所属総務委員会でございますので、2番、土井議員に は、委員会のほうでひとつ答弁をお願いしたいということです。

- ○2番(土井 章君) はい、失礼しました。
- 〇議長(行重 延昭君) その他の質問について答弁をお願いします。産業振興部長。
- **○産業振興部長(梅田 尚君)** 住宅リフォーム制度につきましてお答えをいたします。 まず、1点目ですけれども、今後、この事業を継続していくかどうかということでございます。

この件につきましては、一応、今回、22年度の補正予算で上程をしておりまして、実

際は、事業開始年度につきましては、平成23年度にすべてのものを実施するようになる と思いますけれども、今現在のところ、この23年度の結果、その結果を見まして、平成 24年度以降についてどうするかということ、これをしっかり検討をしてまいりたいとい うふうに思っております。

続きまして、今回、市内共通商品券、最高限度で10万円、市民の方が受領されても、 半年間の間に10万円を使えるのは、相当なことではないかという御質問でございます。

議員、御存じのとおり、市内共通商品券は1,000円券となっております。10万円の場合、当然でございますけども、100枚ほど交付を受けられることになるわけでございますけども、一度に高価なものを購入される場合に利用していただくことはもちろんのこと、1,000円単位の使用が可能でございます。

したがいまして、生活必需品の購入、これに利用していただけますことから、6カ月に割り振りますと、月で約1万6,000円程度になるかと思います。この辺については十分可能ではないかというふうに考えております。

3つ目の、対象者が継続して市内に1年以上お住まいの方ということで、今回、1月 11日の勉強会で説明を差し上げましたけども、その際にも申し上げました、検討してい きますということで、他市の現状を調査をいたしました。

その結果、「1年以上」というのを現在削除いたしまして、「現に市内にお住まいになられている人」というふうに訂正をしたいというふうに思います。御理解をよろしくお願い申し上げます。

それと、募集でございます。 5月9日からの募集で、7月1日から交付申請を受け付けるということで、梅雨時期には雨漏りで大変だということです。この辺につきましては、今から商工会議所と連携しまして、少しでも早い申請ができるように頑張ってまいりたいと思いますので、この辺についても御理解をいただければと思います。

それと、最後でございますけども、今回、市内共通商品券で実施することで、建築関連事業者ではなくて、広く商業、サービス業に事業機会の拡大を図るために、またさらには「バイ防府運動」、これをさらに推進するために、市内共通商品券を発行されております防府商工会議所さんに取扱窓口としてお願いをするわけでございますけども、当然、市といたしましても、商工会議所と連携をしまして、当事業の周知、市内施工業者に対する説明会の開催、また交付決定等の審査、また完了検査等の審査、これにつきましても、商工会議所と一緒になって、積極的にかかわっていきたいというふうに思います。

それと最後ですけども、検査に当たってはということでございます。一応、施工業者の 方からは、施工前の写真、そして完了後の写真等々の書類を提出していただくことになっ ております。

したがいまして、会議所の職員であれば、その辺の書類を受け取りまして、現地に確認 に行けば、十分確認ができるんではないかというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(行重 延昭君) 健康福祉関係……。消防部分のけて。どうぞ。
- **〇健康福祉部長(田中 進君)** 視覚障害の方への連絡ですけども、視覚障害の方というのは、電話をしようと思えば……。 (「ちょっと聞こえませんが、大きな声で言うてもらわんと聞こえません」と呼ぶ者あり)

視覚障害をお持ちの方につきましての、この消防の件でございますけども、視覚障害の方につきましては、電話等々、できないこと、ございませんので、今、電話で連絡等をとっておるという方もおられます。

これは、いわゆる要援護者ということで、これは私どものほうからの連絡でございますけれども、いわゆる災害が起きて、避難の準備とか、避難勧告とか、そんなのが出た場合に、連絡をとるようにしております。

その中、今、全部で登録されておられる方が、全体で65名おられますが、中には、高齢者であるとか、聴覚障害をお持ちの方、それと視覚障害の方等々があるわけで、FAXで行ったり、いわゆる防災からのメールで行ったり、私どもの電話で行う、連絡する場合がございます。で、視覚障害の方につきましては、私どもの高齢障害課のほうから、その都度、連絡をするようにしております。

人数は少のうございますけれども、いわゆる、こういうふうにしてくれという申し出が ありましたら、すぐ登録いたしまして、対象にします。

今のところ、これが私どものほうからの一方的な連絡でございまして、今、消防のほうの考えておられることは、相手方のほうから消防のほうにかかるということだと思います。ですから、そこの辺の分につきましては、視覚障害につきましては、今、私どもにはそういう制度はございません。

以上です。

- 〇議長(行重 延昭君) 2番、土井議員。
- **〇2番**(土井 章君) 答弁、もらってないようなもんですが、なぜ大平園や愛光園なのかと。例えば、音声信号機を未設置のところは音声式をできるだけ増やすべきではないかとか、あるいは、歩道の樹木の根切りをして、陸な道路にするということは全く考えられなかったかということについては、答弁をもらってないような気がしますし、それから、今の視覚障害者についてどうのこうのですが、要するに、この制度は、障害者のほうから、

道路を歩きよったらぐあいが悪くなったとか、こけたとかいうことで救急車を呼んでくれ とかいうふうなことが多いんでしょうが、聴覚障害者であろうと、視覚障害者であろうと、 今、視覚障害者にはそういう制度はありませんとおっしゃいましたが、なぜ考えなかった のか。なぜ考えなかったのか、聴覚障害者だけを考えたのかということをお尋ねしておる んですよ。

それともう1点、住宅リフォームですけれども、商品券で渡すことを考えたから商工会 議所に作業を丸投げをしたのか。いや、商品券がのうても商工会議所に丸投げをしたのか、 そこの差を教えてください。

- 〇議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(田中 進君) 今の消防が考えておられる施設等でございますけども、これにつきまして、このたび初めて見まして私も知ったわけですけども、聴覚障害が該当するということですけども、視覚障害につきましては、私どもはこの時点まで、この制度を云々というのはまだ考えておりませんでしたんで、今から先、消防のほうで予算化される中で、今回、今から先、どうなるかわかりませんけども、視覚障害のほうも、もし可能であるんならば、一緒にやっていただければというふうには思っていますが、私どものほうでは、まだそこまで考えておりません。
- 〇議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(田中 進君)** それと、愛光園とか云々でございますけども、これは 私どもとすれば、長年の希望でありました、これはクーラー、空調の更新とか、いろいろ 考えておりました。

それで、こういうふうな今回、このきめ細かな交付金、あるいは住民に光をそそぐ交付金の中で、弱者対策ということがございましたんで、私どもは上げたと思いますが、その中で、根切りのほうがいいのか、あるいは信号の音声がいいのかというのは、ちょっと私どもではわかりません。

私どもは、こういうふうなんで、弱者対策という項目がありましたんで、前々から思っておったことをお願いしたいと。それで今回、採択されたということでございます。

- 〇議長(行重 延昭君) 産業振興部長。
- **○産業振興部長(梅田 尚君)** 御質問の住宅リフォーム助成制度に商品券を使用する際に、市内共通商品券を利用するから商工会議所か、いや、利用しなくても商工会議所かという御質問でございます。

実際、私ども、この制度を開始するに当たりまして、今回の住宅リフォーム助成制度に つきまして、建築関連事業者だけでなく、商業者、サービス業者、すべてに事業機会の増 大が図られ、それをもって地域経済が活性化すればということをまず1点目に考えました。 その結果、今、「バイ防府運動」を積極的に推進しておられます商工会議所さんが発行 されておる市内共通商品券、これを利用しようということで、商工会議所に取扱窓口にな っていただいたというものでございます。

以上です。

- 〇議長(行重 延昭君) 2番、土井議員。
- **〇2番(土井 章君)** 全く答弁になってないんですよね。今のことでいうと、要する に、商品券で10万円以内の補助金を出すから、そのかわりすべてのことを商工会議所で やってくれよと。

だから、本来、市がやる仕事ですよ、これは。市がやって、市が商工会議所から商品券 を買うて、商品券を使うても、たとえ商品券で交付するにしても、市がすべての手続をち ゃんとやって、そして、市が商工会議所から商品券を買って、住民の人に配りゃいいんで すよ。

先ほど一番最初のときにも言いましたけれども、国体に出るとかいうはなむけなんかに も、商工会議所から商品券を買うて、配りよるじゃないですか。あるいは、例えば、敬老 祝い金だってそうでしょう。そういう形でとっているんでしょう。

なぜ、素人集団である、言い方は悪いかもしれませんが、こういう制度については素人 集団ですよ。そういう商工会議所に丸投げをするのかという点について、私は疑問を持っ ているんであって、再度――で、その、いやいや折々てごをしまと、てごをするほどなら、 自分でやりゃあええんですよ。なぜ、そんな難しいことをするのか、再度、お尋ねをした いと思います。

それと、障害者施設についてですが、ほかのことにゃ、もともとこんとをしたかったからて、そやけどお金がなかったからできんかった。たまたま国庫交付金が、住民生活に光をそそぐと、おうおう、これこれというような、短絡的な考え方のようでございましたが、私が、最初から申し上げておるのは、こういう大平園であるとか、愛光園であるとかの施設は、設置者として本来やるべきことなんですよ。

曲げて、こういう施設にやるにしても、民間の施設に、そういう希望はありませんかといって、民間の施設で、ああ、そのお金がなかったから冷房入れちゃげられんかった。冷房をさせてやりたい。そういうことに使うべきですよ。

こういう施設のお金というのは自分がやるべきことなんです。自分が腹が太るだけじゃ あね。自分の負担が減るだけです。何にも市民のためにはなっていませんよ、私から言う と。 民間施設でそういうことを、あそこをああしたい、ここをこうしたいということは、いっぱいあると思いますよ。たとえ道路も、音声信号機も、本来、市がやることかもしれませんから、それは折れたとしても、たとえ曲げても、民間施設にそういう希望はありませんかといって、聞くぐらいのことはすべきですよ。全く市の行政は公平ではない。公平・平等ではないということを言っておかなければなりません。

最後の聴覚障害者に対する対策の、携帯電話の分につきましても、聴覚障害者の団体からそういう要望があったから、あっ、わかりました、それだけ。視覚障害者の団体から、そういう要望がありませんからということだろうと思いますが、これも不公平であり、平等ではない。

聴覚障害者のことをこういうことをしようと思えば、すぐその頭で、じゃあ、視覚障害者はどうしようかいということが、頭をめぐらすのが担当部ですよ、担当部ですよ。全く公平でも平等でもないということを申し上げて質問を終わります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。

本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号につきましては、関係各常任委員会に付託と決しました。

お昼を過ぎましたが、会議を続行いたします。

請願第1号議員定数の削減を行わないよう求める請願書

○議長(行重 延昭君) 請願第1号を議題といたします。

紹介議員の補足説明を求めます。2番、土井議員。

[2番 土井 章君 登壇]

〇2番(土井 章君) 市政に精通した市職員のOBの方々を中心といたしました議員 定数削減問題を考える市民有志の会の47名の方々から出されました請願につきまして、 紹介議員の1人として御説明を申し上げます。

そこにるる書いてありますが、議会には行政のチェック、あるいは監視機能とともにさまざまな住民の声を受けとめ、住民自治を実現する大事な役割を担っていることは御案内のとおりでございます。そういう意味におきましては、できるだけ多くの方がおるほうが、住民の声が、隅々からの声が届きやすいということがあります。

しかし、一方では、一応の目安として、地方自治法におきまして、本市の人口の場合、 34名を目安というようなことが決められておるわけでございます。

そこで、防府市は幾多の議論を重ねまして、現在は27名というふうになっております。 全国市議会議長会の資料によりますと、合併を実現していない自治体におきます議員定数 の法定上限数からの削減率は、平均で18.4%、そして防府市と同じような34名の市 におきましては、削減率は16.7%というふうになっておりまして、当市の削減率は既 に34名から27名ということで20.6%、いずれも他市より上回っているのが現状と なっております。

市長は、議員半減によって、将来にわたって財政が安定すると、安定させるんだという ことでございますが、議員削減と経費の削減ということは、てんびんにかけて議論すべき ではないと私は思っております。

むしろ、二元代表制そのものが維持できるかどうかということをもって判断をすべきであるというふうに思いますし、議会経費は、市の一般会計総予算の0.7%にすぎませんし、たとえ、先ほど、るる提案理由の説明がありましたが、17名にして幾らになるのか、まだ私も試算しておりませんが、この数字は微々たるものでございます。それを17名にすることによって、二元代表制というものが維持できるのかどうか、非常に疑問を持っております。

先ほどから御説明申し上げましたように、議員の数というのは、さまざまな民意の最大 公約数で決められておるわけでございます。さまざまな民意を受けとめるためには、意思 決定に参加できる議員が、できるだけ多いほうが、いろんな意見が集約されて市政に反映 できるということになります。

議員定数が少なくなればなるほど、少数の意見を持った方々の民意というものは抹殺される危険性があるわけでございます。もうそれは幾多の選挙を戦ってこられた議員さんであれば、容易に御理解をいただけるのではないかなというふうに思っております。

先ほど17名の改正条例案が提出されまして、特別委員会で審議もなされ、また、一方では議員間で構成されました議員定数協議会が設置され、そこでもるる議論がなされるというふうに思いますが、27名になってまだ2年しか経験をしておりません。いろんな事象あるいは課題等々を総合的に検討をなされた上で、議員定数は結論を出すべきであるという思いをいたしております。

あくまで、削減を前提にした議論というのは、あってしかるべきではないというふうな 思いをいたしておりまして、まず、27名が正しいのか正しくないのか、そこから議論を していただくために、こういう請願書に私は紹介議員として名を連ねました。 慎重に御審議のほどお願いを申し上げます。よろしくお願いします。

○議長(行重 延昭君) 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(行重 延昭君) 質疑を終結して、お諮りいたします。

本件については、なお審査の要があると認めますので、議員定数に関する特別委員会に 付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、請願第1号については、 議員定数に関する特別委員会に付託と決しました。

請願第2号市民生活第一の市政を求める請願書

○議長(行重 延昭君) 請願第2号を議題といたします。

紹介議員の補足説明を求めます。7番、重川議員。

〔7番 重川 恭年君 登壇〕

〇7番(重川 恭年君) それでは、防府市をよくする会のほうから、市民生活第一の市 政を求める請願書が提出されております。紹介議員として御説明を申し上げます。

請願の要旨でございますけれども、大きい項目で4点ございます。

1つは、お手元に配付されていると思いますが、リーマンショック後の世界的不景気などにより、市民生活が大変苦しくなっております。こういう中で、これを出された時点と若干のタイムラグがあると思いますが、市議半減問題での市長の辞任、また市議会解散などによって、市政を混乱、あるいは停滞させることなく、市民生活第一の市政を行っていただきたい、これが第1点目でございます。

第2点目でございますけれども、市議半減は、一部の人たちが市政を取り仕切ったり、 また、市民の声を市当局に届けにくくなったりするおそれがあるということでございます。 民主主義の根幹にもかかわることなので、議論、熟慮して、対話の中で決定してもらいた いということでございます。

第3点目は、適切な市議数は、市議会のあるべき姿、地方分権の動向、防府市の地理的 あるいは社会的、経済的状況などに基づいて、公正・中立な第三者機関等が調査・研究さ れた中で、その結果を尊重して市議会自身が速やかに決定していただきたい。

第4点目でございますけれども、人件費の節約が必要であれば、市議数や市長報酬だけ にしわ寄せをしないで、副市長、教育委員などの特別職の報酬及び一般職員の給与も含め て、広く薄く節減していただきたい。 そういうようなことで、また1番から4番までの詳細は次ページ以降掲げてございますけれども、あらゆる角度から客観的視点で検討・議論して、判断すべきであるということでございます。

以上で、市民生活第一の市政を求める請願書の紹介議員としての説明を終わらせていただきます。

○議長(行重 延昭君) 本件に対する質疑を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。

本件については、なお審査の要があると認めますので、議員定数に関する特別委員会に 付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、請願第2号については、 議員定数に関する特別委員会に付託と決しました。

○議長(行重 延昭君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は1月19日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会並びに 特別委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願いを申し上げます。お疲れで ございました。

午後 0 時 2 3 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年1月13日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 安藤二郎

防府市議会議員 髙砂朋子

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年1月13日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員